

令和7年度の 国民健康保険税 が決定しました

国民健康保険（国保）は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が保険税を出し合い、お互い助け合う制度です。
国保は都道府県が責任主体となって財政運営する公的な医療保険です。
国保に加入している人の医療費は、加入者御本人が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除き、残りを国保が支払っています。

皆様に納めていただく国民健康保険税は、国保運営の大切な財源となっています。

◎保険税の納税義務者は世帯主です

保険税は世帯単位で計算されます。このため、世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に国保の加入者が一人でもいれば、世帯主が保険税の納税義務者となり、納税通知書は世帯主に送られます。

令和7年度の保険税率と計算例

【今年度の保険税率】

区 分	所得割率	均等割額	世帯別平等割額	賦課限度額
	加入者の基準 総所得金額に 乗じる率	加入者 1人あたり	1世帯あたり	保険税の上限
医療保険分：加入者全員 （医療費の支払いに充てる分）	7.45%	23,000円	16,400円	66万円
後期高齢者支援金分：加入者全員 （後期高齢者医療制度を支える分）	2.8%	12,300円	—	26万円
介護納付金分：40歳～64歳の加入者 （介護保険制度を支える分）	2.6%	14,600円	—	17万円

◎個人課税明細書を希望する方は…

年間保険税額の加入者ごとの内訳などをお知りになりたい方は、市役所税務課又は各支所へお越しいただくか、電話で御依頼ください。御依頼の電話を受けた後、郵送でお知らせします。

【計算例】 世帯の国保加入者が、世帯主(63歳)、配偶者(61歳)、子(30歳)の3人の場合

加入者	年齢	前年中の 総所得金額等	基準総所得金額 (所得割率に乗じる額)
世帯主	63歳	1,100,000円	670,000円
配偶者	61歳	0円	0円
子	30歳	1,400,000円	970,000円

基礎控除額
(右の表参照)を引く

加入者本人の合計所得金額に応じて基礎控除額が変わります。

被保険者の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

区分	所得割額	均等割額	世帯平等割額
医療保険分 加入者全員	世帯主： 670,000 円 × 7.45% = 49,915 円 配偶者： 0 円 × 7.45% = 0 円 子： 970,000 円 × 7.45% = 72,265 円	世帯主： 23,000 円 配偶者： 23,000 円 子： 23,000 円	16,400 円
後期高齢者支援金分 加入者全員	世帯主： 670,000 円 × 2.8% = 18,760 円 配偶者： 0 円 × 2.8% = 0 円 子： 970,000 円 × 2.8% = 27,160 円	世帯主： 12,300 円 配偶者： 12,300 円 子： 12,300 円	
介護納付金分 40歳～64歳の加入者	世帯主： 670,000 円 × 2.6% = 17,420 円 配偶者： 0 円 × 2.6% = 0 円 子： （40歳未満のため該当なし）	世帯主： 14,600 円 配偶者： 14,600 円 子： （40歳未満のため該当なし）	

医療保険分
207,500円

後期高齢者支援金分
82,800円

介護納付金分
46,600円

年間保険税額
336,900円

※100円未満切捨

保険税の軽減制度（申請不要）

4月1日時点の世帯の総所得金額等が下表の基準に該当する場合、均等割額・平等割額が軽減（7割・5割・2割）されます。
※ただし、世帯全員の所得が分からないと軽減は適用されません。
市で所得を把握していない方には、6月上旬に申告書を送付していますので、必ず申告してください。

軽減割合	世帯主と加入者の前年の総所得金額等の合計金額（★）
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数(*1)-1)以下の場合
5割	43万円 + (30万5千円 × 加入者数(*2))+10万円×（給与所得者等の数(*1)-1)以下の場合
2割	43万円 + (56万円 × 加入者数(*2))+10万円×（給与所得者等の数(*1)-1)以下の場合

★前年の12月31日時点で65歳以上の人の公的年金所得を15万円まで控除します。
★専従者控除を受けている場合は、専従者控除前の所得金額で判定します。
（専従者給与を受け取っている場合、専従者給与は判定の対象にはなりません。）
★土地譲渡所得等の特別控除がある場合、特別控除前の所得金額で判定します。
（所得割額計算の際は、土地譲渡所得等の特別控除後の所得金額で判定します。）
※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は125万円超（65歳以上））を受ける者
※2 加入者数には、同じ世帯で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人を含みます。

◎世帯平等割額の軽減

同じ世帯の方が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、世帯の国保加入者が1人になった場合、その月の分から世帯平等割額を5年間半額とし、その後の3年間は4分の1減額とします。

◎未就学児の均等割軽減

世帯に未就学児がいる場合は、未就学児に係る均等割額の5割が軽減されます。



この通知に関する問い合わせ先： 村上市 税務課 市民税室 保険税担当 ☎0254-75-8949（直通）

荒川支所 地域振興課 市民生活室 ☎0254-62-3103（直通） 朝日支所 地域振興課 市民生活室 ☎0254-72-6885（直通）
神林支所 地域振興課 市民生活室 ☎0254-66-6112（直通） 山北支所 地域振興課 市民生活室 ☎0254-77-3112（直通）

納付方法

普通徴収（口座振替・窓口納付）世帯の場合

特別徴収（世帯主の年金からの天引き）世帯の場合

- 口座振替 … 納期限日に登録口座から保険税を振替します。
- 窓口納付 … 同封の納付書で納期限までに保険税を納めてください。
納付書の裏面に納付場所を記載しています。
- 各種スマートフォン決裁アプリで納付書表面の「eL-QR」を読み取って納付することもできます。利用可能な決裁アプリについては「地方税納税サイト スマートフォン決裁アプリ」で御確認ください。

確定した年間保険税額を、第1期～第9期の9回で納めていただきます。

※以下などに該当する世帯は、納期数が9回に満たない場合があります。

- ・年度途中で世帯の国保加入者がいなくなる（いなくなった）場合
… 6月30日までに国保喪失の届出をした場合や、令和8年3月31日までに75歳に到達する（後期高齢者医療制度へ移行する）場合など。
- ・10月から特別徴収へ切り替わる場合
… 7月～9月（第1～3期）のみ普通徴収となります。
- ・10月から普通徴収へ切り替わる場合
… 8月までは特別徴収、10月（第4期）以降は普通徴収となります。

◎保険税の納付は安心・便利な口座振替で

市では口座振替を推奨しています。納め忘れが無く、納めに行く手間が省け便利です。ぜひ御利用ください。
市役所税務課、各支所、上海府連絡所又は金融機関の窓口で申し込みできます。通帳・通帳の届出印を御持参ください。

【対象金融機関】
第四北越銀行 大光銀行 きらやか銀行
村上信用金庫 新潟縣信用組合 新潟県労働金庫
東日本信用漁業協同組合連合会 ゆうちょ銀行 郵便局
北新潟農業協同組合

確定した年間保険税額から、4・6・8月の特別徴収額（仮徴収）を差し引いた金額を3回で割った金額が、10・12・2月の1回あたりの特別徴収額（本徴収）となります。

【例】仮徴収額が6万円、年間保険税額が11万円の場合

仮徴収			本徴収			年間 保険税額
4月	6月	8月	10月	12月	2月	
20,000円	20,000円	20,000円	16,800円	16,600円	16,600円	110,000円

- ・仮徴収で納付した6万円を引いた5万円が本徴収額となります。
- ・前年の収入が減少した場合等で、仮徴収額が年間保険料を上まわった時は、納め過ぎた分について還付となります。

◎特別徴収の対象になる世帯

○下記の全てに該当する世帯の保険税は、世帯主の年金から天引きされます。

- ・国保の加入者全員が65歳～74歳である世帯
- ・世帯主自身が国保に加入している
- ・世帯主の介護保険料が年金から天引きされている（本年8月又は10月から介護保険料の年金天引きが開始される場合も含む）
- ・国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金（介護保険料が天引きされる年金）受給額の2分の1を超えない。

※世帯主が75歳に到達する（後期高齢者医療制度へ移行する）年度は、特別徴収の対象となりません。

●特別徴収を希望しない場合は、申請により口座振替による納付に変更することができます。（納付書による納付は選択できません。）

市役所税務課、各支所、上海府連絡所で、「納付方法変更申出書」の提出が必要となります。（口座振替依頼書の提出が必要となる場合があります。）

このようなときに保険税額が変更になります

- ・加入者の人数に増減があったとき
 - ・申告などにより、加入者の総所得金額等に変更があったとき
 - ・加入者が40歳になったとき
… 40歳到達月分（1日生まれの場合はその前月分）から、介護納付金分を算定します。
- 上記などに該当した場合、保険税額が変更となり、世帯主に納税（変更）通知書を送付しますので、内容を確認してください。
- 納税（変更）通知書を送付した月の納期分から納付額が変更となります。

◎ただし、次の場合はあらかじめ保険税を月割計算していますので、原則金額の変更はありません。

・65歳になる方の介護納付金分
65歳になると、国民健康保険税とは別に介護保険料を納めます。
年度の途中で65歳になる方の保険税の介護納付金分は、あらかじめ65歳になる前月（1日生まれの場合は前々月）までの期間で計算しています。

・75歳になる方の保険税額
75歳になると後期高齢者医療制度へ移行し、後期高齢者医療保険料を納めます。
年度の途中で75歳になる方の保険税は、あらかじめ75歳になる前月までの期間で計算しています。

保険税の減免（申請が必要）・納付相談

- 災害等により保険税の納付が困難となった場合は、申請により減免を受けられる場合があります。
- また、被用者保険（会社等の健康保険。国保組合は除く。）の加入者本人が後期高齢者医療制度へ移行したことで、被扶養者であった65歳以上の人 が国保に加入したときも、申請により減免を受けられる場合がありますので、市役所税務課へお問い合わせください。
- 保険税の納付が困難なときは、滞納のままにせず、お早めに御相談ください。
市役所税務課では、納税相談をいつでも受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

◎産前産後期間の保険税を軽減します

世帯に出産する被保険者がいる場合は、当該被保険者の産前産後4か月分(多胎妊娠の場合は6か月分)にあたる保険税額を軽減します。

◎非自発的失業者の保険税を軽減します

会社都合や疾病など、やむを得ない理由により失業した人の保険税は、前年の給与所得を30/100として保険税を計算します。
対象者：離職日の翌日において65歳未満の方で、下記により失業給付等を受ける方

◆雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇など）

◆雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）

※雇用保険受給資格者証の「離職理由」の数字が、「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかに該当。

軽減対象期間：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

【軽減を受けるには、申請が必要です】